

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">高知県保育士修学資金等貸付事業費補助金交付要綱</p> <p>(趣旨) 第1条～第13条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成28年6月15日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第8条、第9条、第10条第3項及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> | <p style="text-align: center;">高知県保育士修学資金等貸付事業費補助金交付要綱</p> <p>(趣旨) 第1条～第13条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成28年6月15日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第8条、第9条、第10条第3項及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> |